

中小グループ化・事業再構築支援ファンド

(令和5年度補正)

募集要項

<事前審査申請書受付期間>

令和6年3月28日(木)～令和7年3月31日(月)まで
なお、予算額に達した場合、予告なく募集を終了することがあります。

※補正予算に基づき措置した事業のため、予算額に達するまで既存の出資制度より優先的に審査を行います。

<応募先及びお問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド事業企画課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
電話 03-5470-1672 / FAX 03-5470-1624

令和6年3月28日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部

令和6年3月

1. 事業目的

中小企業におけるグループ化・事業再構築への取組は、既存事業の延長線上にない取組であり、非連続な成長を実現する上で有効な手段であることから、これらの取組を促進し、中小企業の非連続な成長を支援する必要があります。

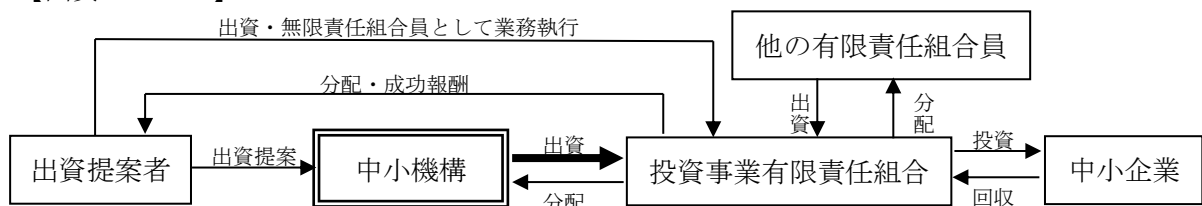
そこで、いわゆる「ロールアップ」や「追加買収」と呼ばれる手法等を活用して、複数の中小企業者の経営資源の集約化（以下、「中小企業のグループ化」といいます。）や、事業再構築への取組を志向する中小企業者に対して、リスクマネー供給やハンズオン支援を実施するファンドへの出資を行い、中小企業のグループ化や事業再構築を支援します。

2. 事業内容、出資限度額

- ・ 中小企業のグループ化を図る中小企業者や事業再構築に取り組む中小企業者に対して投資を行う組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。以下「有限責任組合法」という。）に基づく投資事業有限責任組合に限る。以下同じ。）に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、有限責任組合員として出資します。
- ・ 中小機構の組合に対する出資金額は、1組合につき、出資約束金額総額の3分の1以内かつ80億円を超えない額とします。
- ・ 中小機構が30億円を超える出資を行なう場合は、その超過額を上回る金額又は5億円のいずれか高い金額以上を、適格機関投資家（※）が出資することを条件とします。

（※）中小機構、無限責任組合員及びその関係会社等である適格機関投資家を除く

【出資スキーム】



3. 公募対象となる方

提案時点で次の全ての条件を満たす事業者。

- (1) 別紙に掲げる出資要件を満たす組合を組成し、無限責任組合員として業務執行を行おうとする者
- (2) 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村民税の滞納がない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立、または民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立がなされていない者

- (5) 中小機構から、本事業に関する政策の検証に関して必要な情報提供を求められた場合には、中小企業庁や中小機構に対して、組合に関する情報等を、真に必要な範囲に限って報告する等の協力を行う意思のある者。

4. 申込方法

所定の事前審査申請書その他下記必要書類各1部をメール又は郵送して下さい。

事前審査申請書の様式については、下記「7. 応募先及びお問い合わせ先」までお問い合わせください。

(提出書類)

- ・事前審査申請書（事前審査を通過した方には改めて提案書等のご提出をお願いします）
- ・組合設立趣意書
- ・確定申告書（写）（決算書・直近3期分）
- ・商業登記簿謄本（直近の会社情報を反映したもの）
- ・会社案内・パンフレット
- ・組合契約書（既に設立されている組合への出資を希望される場合、最新版）
- ・その他資料

(注1) 事前審査申請書（提案書）の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とします。

(注2) 提出書類は、いずれも返却できません。

(注3) 必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(注4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

5. 受付期間

令和6年3月28日（木）から令和7年3月31日（月）まで。

なお、予算額に達した場合、予告なく募集を終了することがあります。

6. 出資先組合の決定

事前審査申請書（提案書）及びその他必要書類を受理した後、下記審査プロセスを経たうえで総合的に判断し、出資の可否を決定します。なお、補正予算に基づき措置した事業のため、予算額に達するまで既存の出資制度より優先的に審査を行います。

(1) 審査プロセス

- ① 事前審査（事前審査申請書に基づく書面審査等）
- ② 本審査（提案書に基づく公認会計士同行による現地調査、外部有識者による評価委員会、面接審査等）

- (注1) 本審査は、事前審査を通過した方から提案書を受領した場合のみ実施します。
- (注2) 事前審査及び本審査の結果については、書面で通知します。
- (注3) 審査結果に関するお問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じかねますので、ご承知おき下さい。

(2) 審査のポイント

審査にあたっては、「3. 公募対象となる方」が出資要件を満たしているかを確認するとともに、下記の各項目について評価するものとします。

【出資提案者の評価ポイント】

- ① 過去の組合運営実績（投資対象、IRR、投資倍率）、中小企業への投資実績、ハンズオン支援実績、エグジット実績（組織としての実績がない場合は投資担当者個人のもの）※特に、提案組合が投資対象とする業種・成長段階、中小企業のグループ化や事業再構築案件等に対する実績
- ② 経営基盤の安定性（財務状況、組織体制、経営者・役員の経歴）
- ③ ディールソース、ソーシング力
- ④ 各種専門家やアドバイザー、関連業界・企業等とのネットワーク
- ⑤ 中小企業に対する投資業務への理解、ノウハウ、専門知識

【提案内容の評価ポイント】

- ① 政策的意義（組合の目的と政策目的の整合、中小企業支援としての意義、中小機構が出資する目的への理解）
- ② 組合の運営方針（規模・存続期間、投資対象（投資分野）・投資基準・投資方法、想定IRR・回収方法・管理報酬・成功報酬（ハードルレートの有無））
- ③ 他の組合員の構成、出資額及び出資確度
- ④ 組合の運営体制（投資チームの構成、投資担当者数、投資決定プロセス（発掘・投資委員会の構成・議決方法等）、管理体制、投資回収プロセス、コンプライアンス確保、反社チェックの体制、秘密保持）
- ⑤ 投資担当者の投資実績、ハンズオン支援実績、エグジット実績。※特に提案組合が投資対象とする業種・成長段階、中小企業のグループ化や事業再構築案件等に対する実績
- ⑥ 投資候補先の内容（質・量、ソーシング元等）※特に中小企業のグループ化や事業再構築案件
- ⑦ 利益相反への対応（同種類似の事業、並行投資、組合関係者と投資先との取引等）

※必ず上記内容を事前審査申請書又は設立趣意書に記載してください。

7. 応募先及びお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

電話 03-5470-1672 / FAX 03-5470-1624

注意事項

1. 機構から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
2. 審査プロセスにおいて機構が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行いません。
3. 機構は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとします。また、機構は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとします。